甲州市がん患者アピアランスケア助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、がん治療に伴う外見変化を補完する医療用補整具を購入したがん患者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において甲州市がん患者アピアランスケア助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　医療用ウィッグ等　がん治療に伴う脱毛に対応するために着用するかつら（装着時に頭皮を保護するネットを含む。）又は毛付き帽子をいう。

(２)　乳房補整具　がん治療に起因する乳房の切除等外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着及び補整下着とともに使用するパッド又は人工乳房（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。

(３)　医療用補整具　医療用ウィッグ等及び乳房補整具をいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　第６条の規定による助成金の交付申請日において、住民基本台帳法(昭和４２年法律第８１号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

(２)　がんの治療を受けた又は現に受けている者

(３)　令和５年４月１日以降に、医療用補整具を購入した者

(４)　助成金の交付を受けようとする医療用補整具について、他の制度による助成等を受けていない者

(５)　市税等に滞納（分割納付誓約書を提出している場合を除く。）が無い者

（助成対象経費）

第４条　助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、医療用補整具（医療保険適用外のものに限る。）の購入に係る費用とし、付属品、衛生用品等は助成対象経費としないものとする。

（助成金の額等）

第５条　助成金の額は、助成対象経費の１０分の１０以内の額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、助成金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(１)　医療用ウィッグ等　２万円

(２)　補整下着及び補整下着とともに使用するパッド　２万円

(３)　人工乳房　左右それぞれにつき１０万円

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医療用補整具を購入した日の翌日から起算して１年以内に、甲州市がん患者アピアランスケア助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(１)　がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書等のがん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明することがわかる書類

(２)　申請者が助成金の交付対象となる医療補整具を購入したことがわかる書類。（購入した者の氏名、購入した年月日、品名、金額、台数の記載があるものに限る。）

(３)　その他市長が必要と認める書類

２　前条各号に係る助成金の申請回数は、同一の治療につきそれぞれ１回を限度とし、前条第３号に係る申請については、装着する左右それぞれの部位につき１回とする。ただし、前条第１号及び第２号又は第１号及び第３号の医療用補整具に係る助成金は重複して申請することができる。

（助成金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、甲州市がん患者アピアランスケア助成金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第８条　市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けた場合は、当該交付決定を取り消し、既に助成金を交付しているときは、当該助成金を返還させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。